

資 料

～ 地 方 税 制 の 現 状 と 課 題 ～

目 次

・ 平成16年度地方税収入決算見込額	1
・ 国税・地方税の税收比較（平成16年度決算速報値）	2
・ 地方税収入の推移	4
・ 歳入総額に占める地方税の割合の推移	5
・ 国・地方の財源配分（平成15年度）	6
・ 主な地方税の人口1人当たり税收額の指数（平成15年度）	7
・ 地方分権の推進と三位一体の改革	8
・ 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005	9
・ 平成18年度税制改正における地方税の主な論点	
・ 税源移譲	10
・ 定率減税	11
・ 固定資産税	12

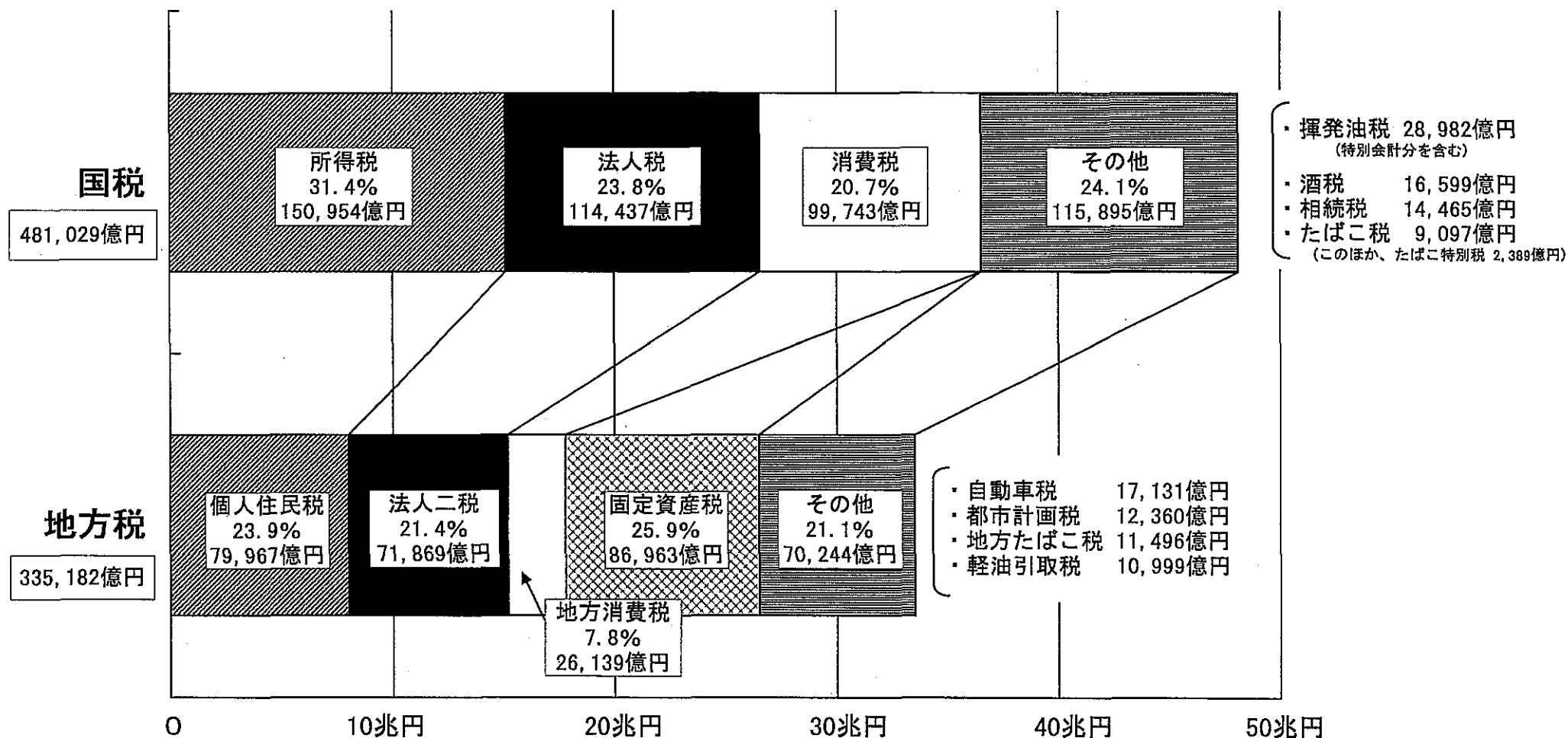
平成16年度地方税収入決算見込額(含超過課税・法定外税、速報値)

(単位:億円、%)

税目	15年度 決算額 A	16年度 決算見込額 (速報値) B	対前年度決算		(参考) 16年度 地財計画額
			増減額 B-A	増減率 B/A	
個人住民税	78,669	77,231	▲ 1,438	98.2	77,683
法人二税	64,091	71,869	7,778	112.1	60,901
地方消費税	23,936	26,139	2,203	109.2	25,001
自動車税	17,463	17,131	▲ 332	98.1	17,969
固定資産税	86,786	86,963	177	100.2	86,725
その他の (利子割を含む)	55,712	55,849	137	100.2	54,952
地方税計	326,657	335,182	8,525	102.6	323,231

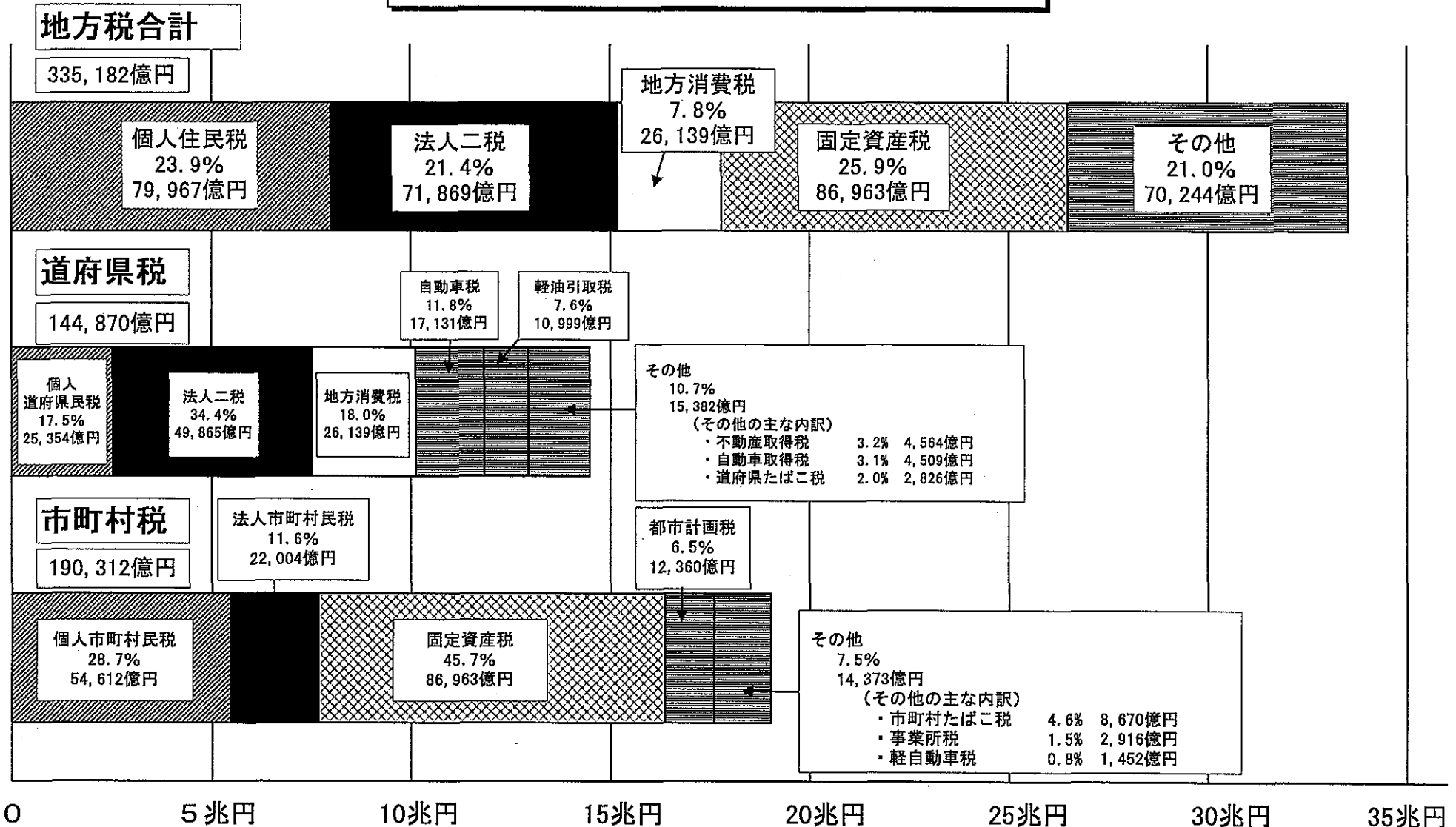
- (注) 1. 16年度決算見込額は、現時点における地方公共団体からの速報値を集計したものであり、今後、異動が生じることがある。
2. 「固定資産税」は、土地・家屋・償却資産の合計であり、交納付金は「その他」に含めて計上している。

国税・地方税の税収比較～平成16年度決算速報値～



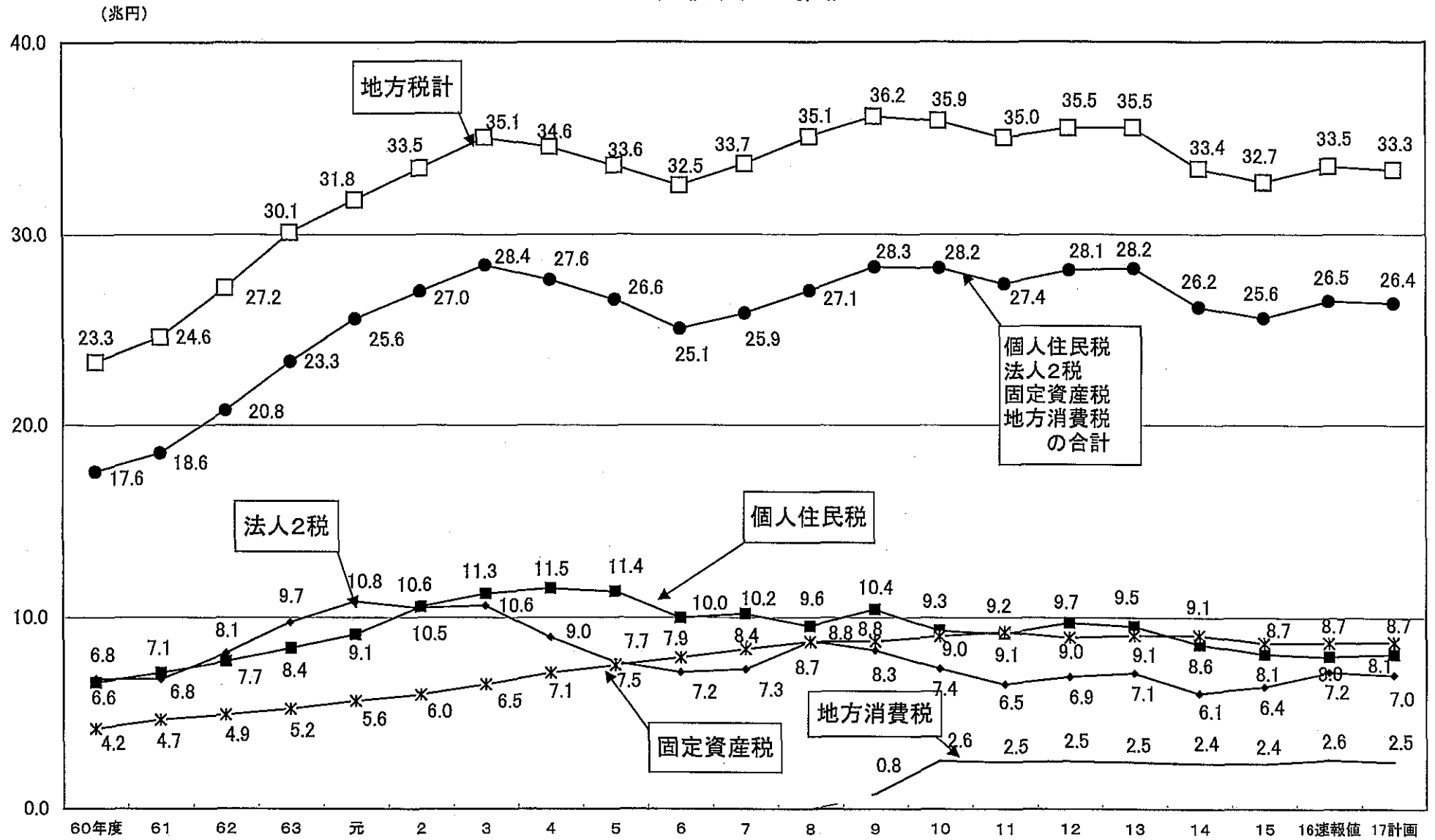
- (注) 1 各税目の%は、国税・地方税それぞれの合計を100%とした場合の構成比である。
 2 国税は、特別会計分を含む確定値である。
 3 地方税は速報値であり、超過課税分及び法定外税を含む。
 4 個人住民税は、利子割、配当割及び株式等譲渡所得割を含む。
 5 固定資産税は、土地、家屋、償却資産の合計である。
 6 法人二税は、道府県民税（法人均等割、法人税割）、市町村民税（法人均等割、法人税割）及び法人事業税の合計である。

地方税の税収内訳（平成16年度決算速報値）



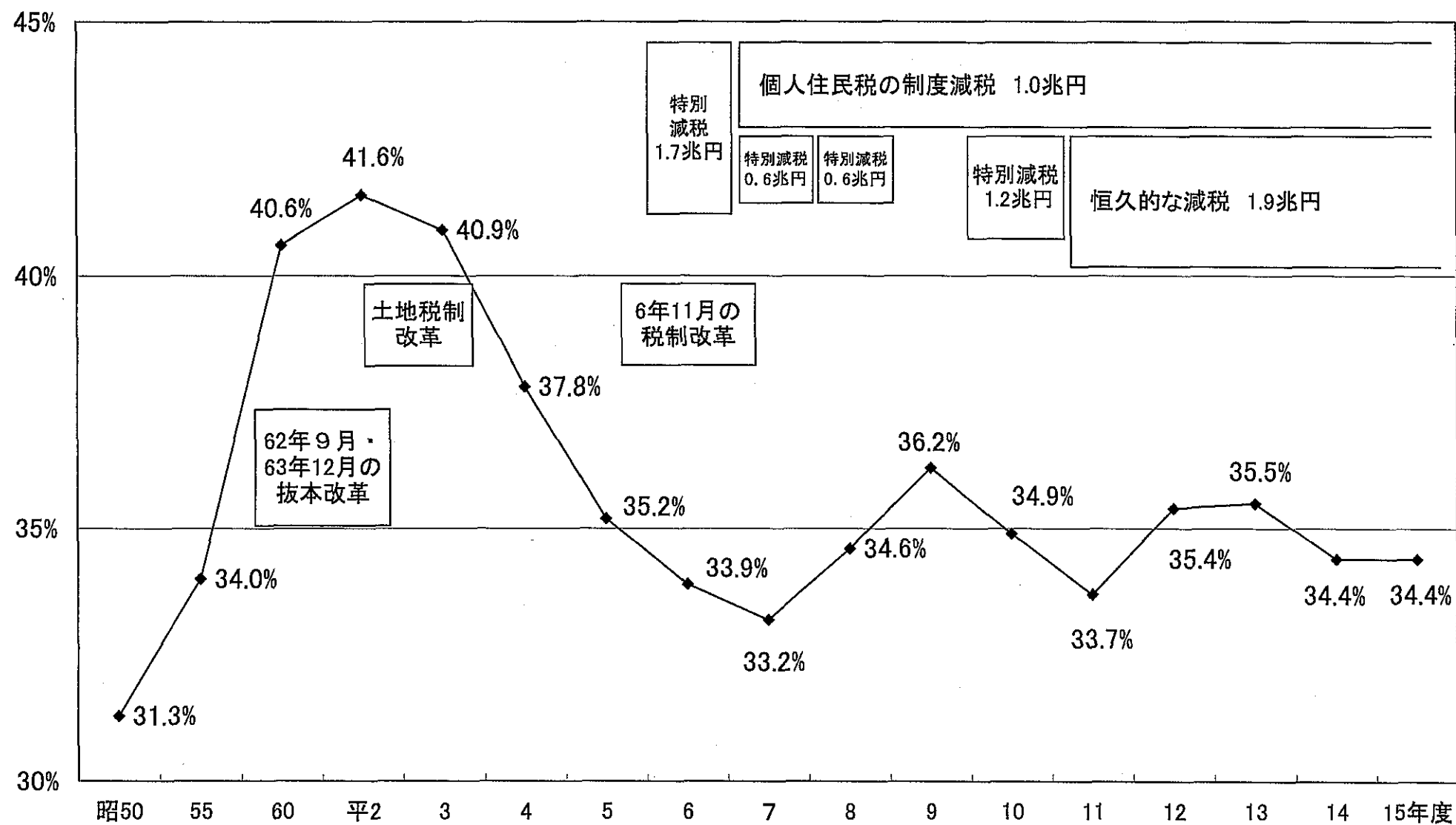
- (注) 1 各税目の%は、地方税・道府県税・市町村税それぞれの合計を100%とした場合の構成比である。
 2 数値は速報値であり、超過課税分及び法定外税を含む。
 3 個人住民税は、利子割、配当割及び株式等譲渡所得割を含む。
 4 固定資産税は、土地、家屋、償却資産の合計である。
 5 法人二税は、道府県民税（法人均等割、法人税割）、法人事業税の合計である。

地方税収入の推移

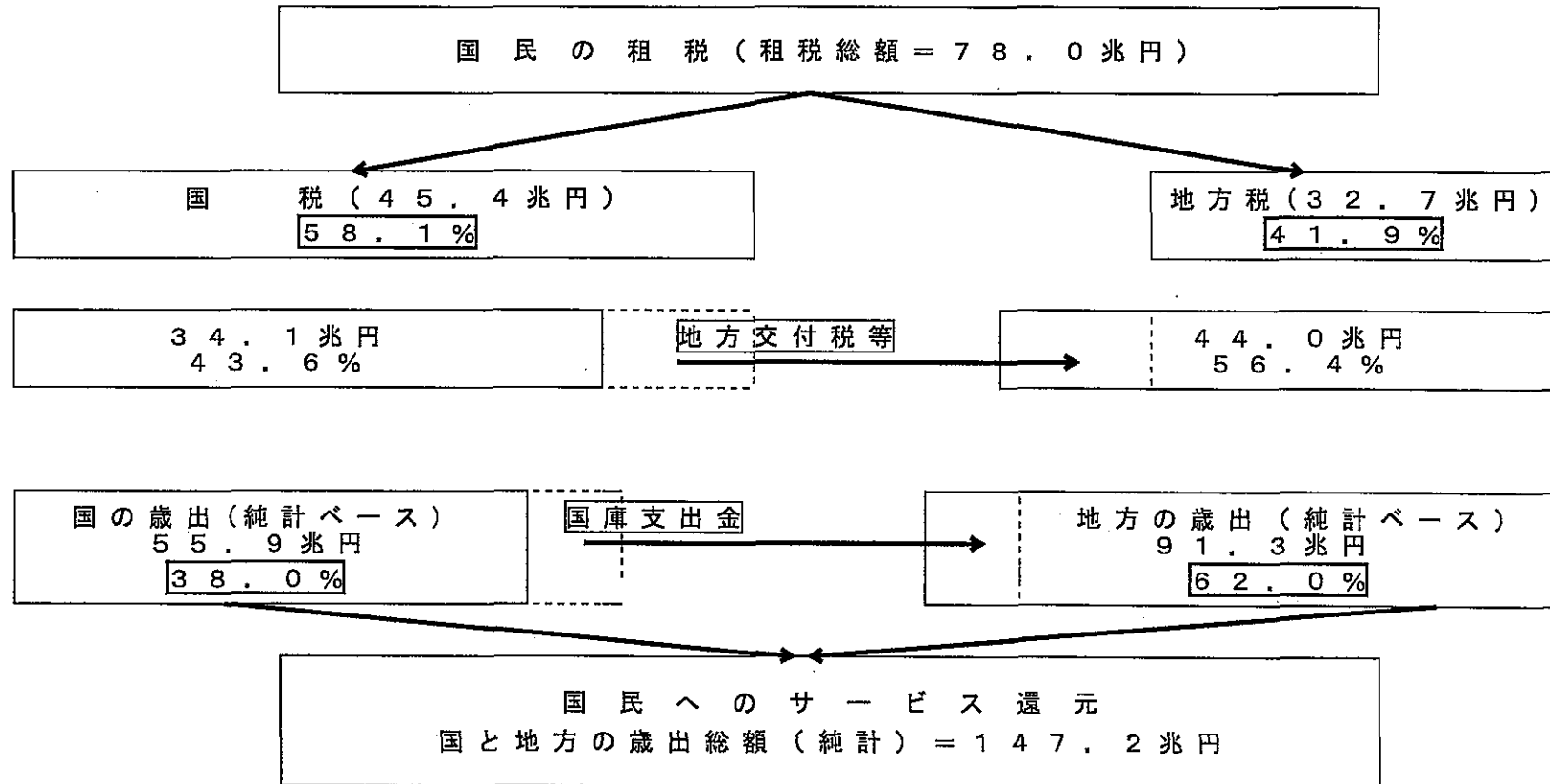


- (注) 1 平成15年度までは決算額、16年度は速報値(超過課税分及び法定外税を含む)、17年度は地方財政計画額である。
 2 「個人住民税」は、利子割、配当割及び株式等譲渡所得割を含む。
 3 「固定資産税」は、土地、家屋、償却資産の合計である。

歳入総額に占める地方税の割合の推移



国・地方の財源配分（平成15年度）



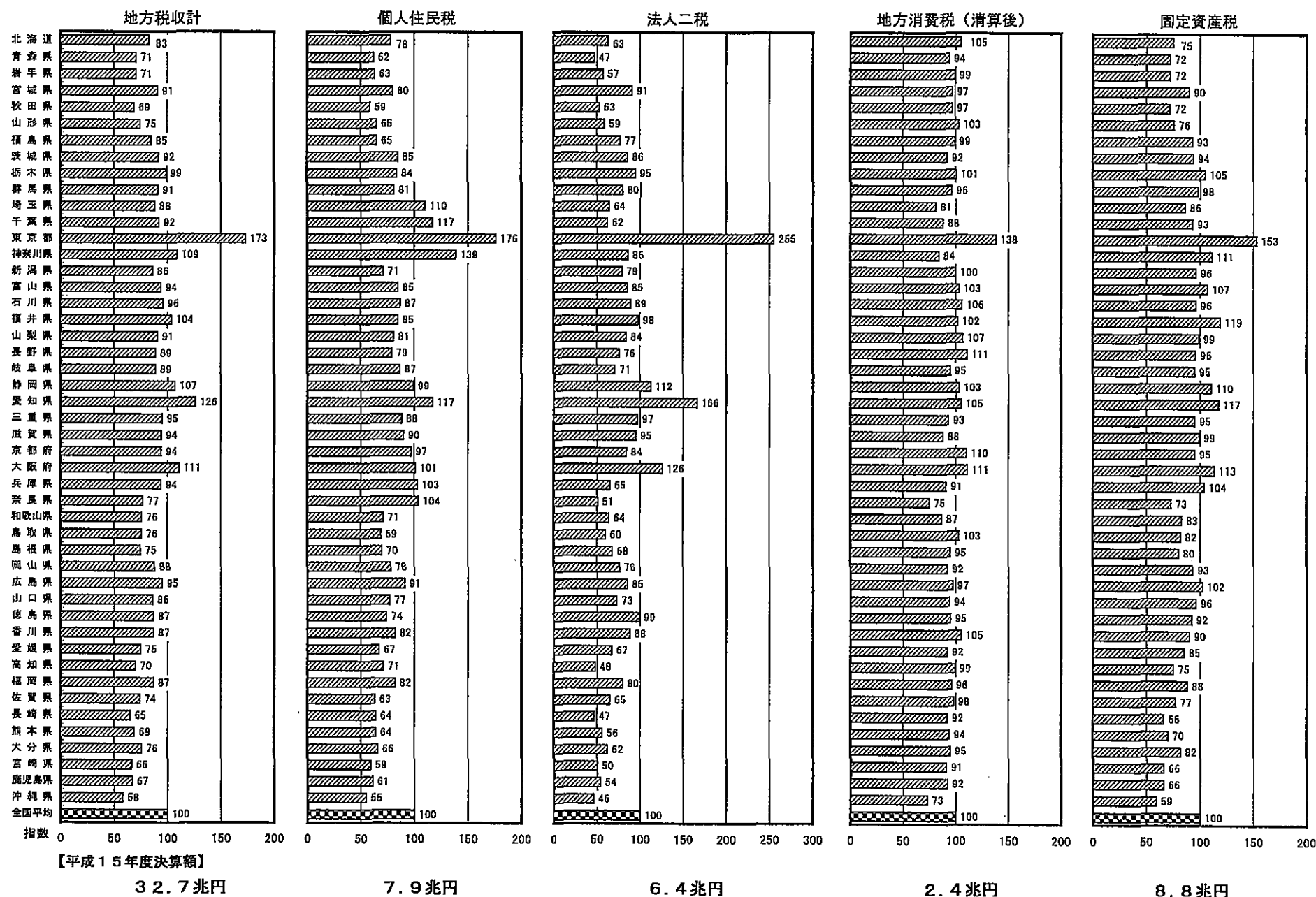
地方歳出に占める地方税収入の割合（平成15年度決算額）

（単位：億円）

地 方 税	地方譲与税 地方特例交付金 地方交付税	国庫支出金	地方債	その他
326,657 (35.3%)	197,695 (21.4%)	131,421 (14.2%)	137,894 (14.9%)	132,151 (14.2%)
← 地方歳出 92兆5,818億円 →				

（注1）国庫支出金には、交通安全対策特別交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金を含む。
（注2）四捨五入の関係で、合計と一致しない箇所がある。

主な地方税の人口1人当たり税収額の指数(全国平均を100とした場合、平成15年度)



(注1) 個人住民税の税収額は、個人道府県民税及び個人市町村民税の合計額であり、配当割及び株式等譲渡所得割を含む。

(注2) 法人二税の税収額は、法人道府県民税、法人市町村民税及び法人事業税の合計額である。

(注3) 固定資産税の税収額には、道府県分を含む。

○ 地方分権の推進と三位一体の改革

平成5年6月3日	地方分権の推進に関する決議（衆議院）
4日	地方分権の推進に関する決議（参議院）
平成7年5月19日	地方分権推進法成立
7月3日	地方分権推進委員会発足
平成10年5月29日	地方分権推進計画閣議決定
平成11年7月8日	地方分権一括法成立 ・ 機関委任事務制度の廃止 → 国と地方公共団体は対等・協力の新しい関係 ・ 地方税財源の充実確保が、次なる課題と整理
平成12年4月1日	地方分権一括法施行
平成15年6月27日	経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003（概ね4兆円程度の国庫補助負担金の改革等）
平成16年6月4日	経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004（概ね3兆円規模を目指した税源移譲等）
平成16年8月24日	国庫補助負担金等に関する改革案（地方6団体）
平成16年11月26日	平成18年度までの三位一体の改革の全体像に係る「政府・与党合意」
平成17年6月21日	経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005
平成17年7月19日	国庫補助負担金等に関する改革案（2）（地方6団体）

経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005(抄)

(平成17年6月21日 閣議決定)

(1) 国から地方への改革

平成18年度までに三位一体の改革を確実に実現するため、以下の取組を行う。

- ① 平成18年度までの三位一体の改革の全体像に係る「政府・与党合意」及び累次の「基本方針」を踏まえ、改革を確実に実現する。そのため、経済財政諮問会議において、進捗状況をフォローアップする。また、国と地方の協議の場においても、地方の意見を聞きつつ議論を進める。
- ② 税源移譲はおおむね3兆円規模を目指す。
- ③ 国庫補助負担金改革については、税源移譲に結びつく改革、地方の裁量度を高め自主性を大幅に拡大する改革を実施する。このため、残された課題については、平成17年秋までに結論を得る。あわせて、国・地方を通じた行政のスリム化の改革を推進する。
- ④ 税源移譲については、上記③の結果を踏まえ、平成18年度税制改正において、所得税から個人住民税への税源移譲を実施する。その際、個人住民税所得割の税率をフラット化することを基本とする。
- ⑤ 地方交付税については、累次の「基本方針」に基づき、国の歳出の見直しと歩調を合わせて、地方歳出を見直し、抑制する等の改革を行う。また、税源移譲に伴う財政力格差が拡大しないよう、適切に対応する。平成18年度においては、地域において必要な行政課題に対しては適切に財源措置を行い、地方団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税、地方税などの一般財源の総額を確保する。あわせて、2010年代初頭における基礎的財政収支の黒字化を目指して、国・地方の双方が納得できるかたちで歳出削減に引き続き努める。また、交付税の算定方法の簡素化、透明化に取り組む。

○ 税源移譲

「平成 17 年度の税制改正に関する答申」（平成 16 年 11 月 25 日）

二 個別税目の課題

1. 個人所得課税

（1）税源移譲

国・地方の三位一体改革の一環として、補助金改革とあわせ、平成 18 年度までに、所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を行うこととされている。この税源移譲は、廃止される国庫補助負担金に係る財源措置と位置付けられることから、所得税法及び地方税法の改正による恒久措置によって行うことが適当である。

税源移譲にあたっては、個人所得課税体系における所得税と個人住民税の役割分担の明確化が課題となる。個人住民税については、応益性や偏在度縮小が求められることを踏まえ、所得割の税率のフラット化を行うことが基本となろう。また、所得税については、税源移譲後においても所得再分配機能の適切な発揮が求められることを踏まえ、「あるべき税制」との整合性に留意しつつ、税率構造・控除双方の見直しを視野に入れ、具体的な移譲の手法につき今後検討を重ねていく必要がある。

この税源移譲に際しては、個々の納税者に係る税負担の変動にも十分に留意すべきであり、所得税・個人住民税双方における適切な対応が求められる。

「平成 16 年度の税制改正に関する答申」（平成 15 年 12 月 15 日）

三 「三位一体改革」の一環としての税源移譲

今後、所得税・個人住民税のそれぞれの性格に応じた個人所得課税体系における位置付けを明確化する方向で改革を進め、所得税から個人住民税への税源移譲を行うことを基本にすべきである。（略）

税源移譲を進めるにあたっては、税務執行面での配慮が欠かせない。特に、所得税・個人住民税の改革にあたっては、多数の納税者の税負担に何らかの影響を及ぼすとともに、源泉徴収を行っている企業・事業者にも事務負担が発生する。あるべき個人所得課税改革の姿について抜本的な検討を加え、成案を得た上で、納税者・源泉徴収義務者の理解も得ながら改革を進めていかねばならない。

当調査会の今後の審議にあたって、個人所得課税の抜本的見直しに関する検討を早急に行い、国庫補助負担金と地方交付税の改革と併せ、いわゆる三位一体の改革の完了する平成 18 年度までに税源移譲を実現していく必要がある。

○ 定率減税

「平成 17 年度の税制改正に関する答申」（平成 16 年 11 月 25 日）

二 個別税目の課題

1. 個人所得課税

(2) 定率減税の取扱い

定率減税は、平成11年度税制改正において、当時の著しく停滞した経済活動の回復に資する観点から、個人所得課税の抜本的見直しまでの間の緊急避難的な特例措置として導入され、見合いの財源なしに、毎年3兆数千億円という規模で継続されてきているものである。

現在の経済状況は、構造改革の進展によって民間経済の体質強化が実現されつつあり、定率減税が実施された平成11年当時と比べ、著しく好転してきている。また、引き続き各般の改革が実を結んでいけば、民需主導の経済成長が持続していくものと期待される。かかる状況の下、定率減税を継続しておく必要性は著しく減少したといえよう。景気対策のための特例措置として導入された定率減税を見直し、中期的な観点に立って、持続可能な経済成長を目指すべき時期にきている。また、先に述べた税源移譲とあわせ、国・地方を通じた個人所得課税の抜本的見直しを平成18年度までに行う必要がある。

従って、定率減税については、平成18年度までに廃止すべきである。その際、経済への影響を考慮すると、平成18年度税制改正において一度に廃止するよりも、段階的に取り組むことが適当であり、平成17年度税制改正においても縮減を図る必要がある。

「少子・高齢社会における税制のあり方」（平成 15 年 6 月 17 日）

第一 少子・高齢化と税制

二 個別税目の改革

1. 個人所得課税

(1) 少子・高齢社会における個人所得課税の基本的考え方

当調査会は、既に「基本方針」において、諸控除や税率構造の改革の方向に加え、継続している定率減税についても、経済情勢を見極めつつ、廃止していく必要があることを示した。

「あるべき税制の構築に向けた基本方針」（平成 14 年 6 月 14 日）

第二 個別税目の改革

一 個人所得課税

2. 今後の改革の方向

(1) 基本的考え方 ー 広く公平に負担を分かち合うー

定率減税（約 3.5 兆円）は、景気回復に最大限配慮した負担軽減を主眼とした措置であるので、経済情勢を見極めつつ、廃止していく必要があろう。

○ 固定資産税

「あるべき税制の構築に向けた基本方針」（平成 14 年 6 月 14 日）

2. 固定資産税

（1）固定資産税の現状と課題

固定資産税は、どの市町村にも広く存在する固定資産を課税客体としており、税源の偏りも小さく市町村税としてふさわしい基幹税目であり、今後も本税の安定的な確保が重要である。

（2）今後の改革の方向性

地価公示価格の 7 割を目途とした評価水準については、全国的な評価の均衡化、適正化の観点からこれを維持することが適当である。負担水準の均衡化については平成 9 年度以降ある程度進展しつつあるが、依然として地域や土地によって相当のばらつきが残っており、今後、評価替えの動向、負担水準の状況や市町村財政の状況等を踏まえ、負担の均衡化・適正化を更に一層促進する措置を採る必要がある。